

令和8年2月2日
農推第1343-10号

病害虫発生・防除情報メールサービス

大阪府環境農林水産部農政室

目次	ページ
特に発生に注意(2月)【野菜類(施設栽培):コナジラミ類】	1
水稻	2
野菜【たまねぎ、野菜類】	2~3
果樹【ぶどう】	3
その他注意すべき病害虫【ジャンボタニシ、トマトキバガ、クビアカツヤカミキリ】	4~5

特に発生に注意(2月)

野菜類(施設栽培):コナジラミ類



タバココナジラミ成虫



タバココナジラミ幼虫



コナジラミ類成虫*



トマト黄化葉巻病発病株

特徴

- ◆ 葉の汁を吸ってネバネバした液を排泄し、その上にすす病が発生するため、葉や果実が黒く汚れる。
- ◆ トマトやミニトマトでは、タバココナジラミが、トマト黄化葉巻病を引き起こすTYLCV(トマト黄化葉巻ウイルス)を伝搬する。また、タバココナジラミやオンシツコナジラミが、トマト黄化病を引き起こすToCV(トマト退緑ウイルス)を伝搬する。
- ◆ きゅうりでは、タバココナジラミがキュウリ退緑黄化病を引き起こすCCYV(ウリ類退緑黄化ウイルス)を伝搬する。

防除のポイント

- ◆ 苗によるコナジラミ類の持ち込みを防ぐため、育苗中の防除を徹底する。
- ◆ 施設開口部に目合い0.4mm以下のネットを展張し、コナジラミ類の侵入を阻止する。
- ◆ 施設周辺及び内部の除草を徹底する。
- ◆ ウイルス病に対する治療方法はないので、ウイルス病の感染株は施設外へ持ち出し処分するとともに、ウイルスを媒介するコナジラミ類の防除を徹底する。
- ◆ 発生を認めたら、ベストガード水溶剤(なす、トマト、ミニトマト、きゅうりなど)、アグリメック(なす、トマト、きゅうりなど)等を散布する。
- ◆ 薬剤抵抗性が生じやすいので、同一系統薬剤の連用を避け、ローテーション散布する。

病害虫発生予察特殊報第4号「トマト黄化病」(令和8年1月21日発行)
もご参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/84527/260121_tokusyuhou04_tomatooukabyou.pdf

次回の情報は2月下旬にお知らせします。

農薬を使用する際には、必ず農薬のラベルを確認してください。

水稲

縞葉枯病(ヒメトビウンカ)

病害虫の越冬量を低下させ、
来春以降の発生抑制につなげましょう。

特徴

- ◆ 縞葉枯病は、ヒメトビウンカにより媒介されるウイルス病である。
- ◆ 発病した株をヒメトビウンカが吸汁して、保毒する。
- ◆ 本田初期に発生すると、新葉が細くなり巻いて垂れ下がって枯れ、「ゆうれい症状」と呼ばれる状態になる。本田後期の感染では、黄緑色の条斑を生じ、出穂が異常となって出すくみ症状を起こす。
- ◆ 本府の主力品種ヒノヒカリ、きぬむすめ、キヌヒカリはいずれも本病への抵抗性がないため発病に注意が必要である。
- ◆ 発病を防ぐには媒介するヒメトビウンカを防除する必要がある。
- ◆ ヒメトビウンカは成虫で越冬するため冬から春先の対策も重要である。

防除のポイント

- ◆ ウイルスに感染したひこばえは、本病の伝染源となる恐れがあるので、放置せず刈り株をすきこみ処分する。
- ◆ 冬～春期に畦畔の雑草を刈り取り、ヒメトビウンカの越冬密度を下げる。



縞葉枯病(ひこばえでの病徴)



ヒメトビウンカ成虫

野菜

たまねぎ

べと病



越年り病株

特徴

- ◆ 育苗時や定植後に、被害残さ等から感染し、越年り病株として1～2月に病徴を現し、周辺への伝染源になる。越年り病株は、葉色は光沢のない淡黄緑色で、生育も劣る。

防除のポイント

- ◆ 越年り病株は取り除き、ほ場外へ持ち出し処分する。
- ◆ ジマンダイセン／ペンコゼブ水和剤、ダコニール1000等を予防的に散布する。

野菜類

アザミウマ類



ミナミキイロアザミウマ成虫※

※適用作物は一部を抜粋して記載しています。使用にあたっては、ラベルの登録内容を確認してください。

特徴

- ◆ 施設栽培では、苗からの持ち込みにより本ぼでの発生が多くなる。
- ◆ きゅうりでは、ミナミキイロアザミウマがキュウリ黄化えそ病を引き起こすMYSV(メロン黄化えそウイルス)を伝搬する。

防除のポイント

- ◆ 雑草はアザミウマ類の生息場所となるため、ほ場内および周辺の除草を徹底する。
- ◆ 発生が見られたら、モベントフロアブル(なす、きゅうりなど)、アフーム乳剤(なす、きゅうりなど)等を散布する。
- ◆ 薬剤抵抗性が生じやすいので、同一系統薬剤の連用を避け、ローテーション散布する。

果樹

ぶどう（加温栽培）

灰色かび病



花がらでの症状

特徴

- ◆ 多湿条件で発生が多くなる。
- ◆ 胞子が雨や風によって飛散し、傷口等から感染する。

防除のポイント

- ◆ 適切に換気を行い、湿度を下げるようにする。
- ◆ 第1回ジベレリン処理から結実始めの間にビニールでマルチングをする。
- ◆ 花がらが発生源となることが多いので、開花後に花がらを取り除く。
- ◆ 開花直前または落花直後にオンリーワンフロアブル、ゲッター水和剤等を散布する。

その他 注意すべき病害虫

水稻(越冬対策)

病害虫の越冬量を低下させ、
来春以降の発生抑制につなげましょう。

ジャンボタニシ



成貝

特徴

- ◆ 低温耐性は強くないが、府内では越冬が可能である。
- ◆ 田植直後(約20日間まで)の小さな苗のみを食害する。田植直後以外の時期に被害はないが、個体数を減らすことが重要である。

防除のポイント

- ◆ 冬期に耕うんを行う。越冬個体は地表から深さ6cm以内に分布しており、ロータリーによる耕起(耕うんを浅く、ロータリー回転を速くする)を行い、土中に潜った貝を粉碎したり、地表で寒気にさらし凍死させる。
- ◆ 耕うん機等の土に貝が混じり、他の水田に移動させてしまうことがあるので、移動の際は器具についた土をしっかりと落とす。
- ◆ 冬期に水路の泥上げを行い、泥中で越冬している貝を殺貝する。

「スクミリングガイ(ジャンボタニシ)生態と防除」(令和7年5月発行)
もご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91954/r7sukumiringogai-osaka.pdf>



卵塊

野菜: トマト・ミニトマト

トマトキバガ



府内で誘殺された成虫

特徴

- ◆ 寄主植物はトマト・なす・ピーマン・とうがらしなどの主になす科植物である。成虫は夜行性で、日中は葉の間等に隠れていることが多い。
- ◆ 幼虫が茎葉の内部に潜り込んで食害し、孔道が形成される。葉の食害部分は表面のみ残して薄皮状になり、白～褐変する。
- ◆ 果実では、幼虫が侵入して内部組織を食害するため、果実表面に直径数mm程度の穴が空くとともに腐敗するため、品質が低下する。

防除のポイント

- ◆ 発生が疑われる場合は、速やかに病害虫防除グループや最寄りの農の普及課、JA に確認する。
- ◆ 施設栽培では、施設開口部に防虫ネットを設置し、侵入を防止する。
- ◆ 発生を認めたら、アファーム乳剤、グレーシア乳剤等を散布する。
- ◆ 薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同一系統薬剤の連用を避け、ローテーション散布を行う。
- ◆ 被害葉や被害果実はほ場に放置せず、速やかに土中に深く埋却するか、ビニール袋などに入れて一定期間密閉して寄生した成幼虫を全て死滅させてから適切に処分する。

「トマトキバガ 生態と防除」(令和6年3月発行)もご参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91954/tomatokibaga_osaka.pdf

果樹：バラ科果樹(もも、すもも、うめ等のサクラ属)

クビアカツヤカミキリ



フラス

防除のポイント

- ◆ 被害が大きい樹は伐採し、破碎(チップの厚さは10mm以下を目安)や焼却することが望ましい。
- ◆ 伐採した枝や幹はほ場に放置せず処分する。すぐに処分できない場合は、ネットやビニールシート等で2重に覆う。
- ◆ 幼虫は根部も加害するため、なるべく伐根する。伐根できない場合は、伐採後の切り株をネットやビニールシート等で2重に覆い、内部の幼虫の羽化後の分散を防ぐ。
- ◆ 本種は特定外来生物に指定されており、移動が制限されているので伐採後の残渣処理についても注意する。

- ◆ 秋に大量のフラスを出している被害樹からは来年の6～8月に成虫が羽化してくる可能性が高いため、冬～5月までにネットを樹幹に巻き付け、羽化した成虫を閉じ込め、他樹への分散を防ぐ。



幼虫

株元に溜まったフラス

成虫

伐採後の切株について

なるべく伐根する

伐根できない場合は、切株をビニールシートや肥料袋等で覆う

さらにネットで2重に覆い隙間ができないようにする(根部まで全て)



ネットはゆったりと余裕を持たせて巻く

処分に伴う運搬について

- ◆ 本種は特定外来生物に指定されており、伐採樹であっても、内部に幼虫が潜んでいる場合は運搬が制限される。このため、処分のための運搬であっても市町村の指示に従うこと。
- ◆ 市町村焼却施設(もしくは市町村の清掃工場)で焼却可能な場合は、ネットで被覆する等の分散防止措置を実施の上、現地より運搬して焼却する。

野焼きについて

- ◆ 廃棄物の処理と清掃に関する法律第16条の2により、野焼きは原則として禁止されている。
- ◆ 一方で施行令第14条第4項において、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」については例外とされている。
- ◆ 例外に該当するかどうかは市町村によって異なるため必ず確認し、なるべく焼却施設にて焼却する。

「クビアカツヤカミキリの生態と防除対策(R7.3改訂版)」もご参照ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91954/kubiaka_osaka.pdf